

環境省組織令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）	1

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くとともに、同様とする。

5（略）

○環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）

（サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）

第十一条 大臣官房に、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

3 審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。